

令和 3年 4月 23日

**まん延防止等重点措置区域(さいたま市、川口市)において、
飲食店の感染防止対策に係る現地確認を開始します。**

— 県・市職員が合同で現地確認 —

(同時発表：さいたま市政記者クラブ、川口記者クラブ)

埼玉県では、令和3年4月20日からさいたま市及び川口市を「まん延防止等重点措置」の区域として定めたことに伴い、両市の飲食店の皆様に営業時間の短縮等を要請しています。

このたび、飲食店の皆様の感染防止対策と事業継続の支援を目的として、4月26日から県・市職員合同で、飲食店の感染防止対策に係る現地確認を行うこととし、開始に当たり知事及び両市長から県・市職員に向けて訓示を行う出発式を開催します。

● 現地確認出発式

1 日時・場所

令和3年4月26日(月) 11時00分～11時20分

県庁第三庁舎4階 講堂

2 出席者

大野 元裕 埼玉県知事

清水 勇人 さいたま市長

奥ノ木 信夫 川口市長

現地確認を行う県職員、さいたま市職員及び川口市職員 合計60名程度

3 内 容

知事及び両市長から、現地確認を行う県・市職員に向けて訓示を行います。

● 飲食店の感染防止対策に係る現地確認

1 現地確認の概要

- (1) 対象地域及び対象店舗 さいたま市及び川口市の飲食店約7,500店
- (2) 確認期間 令和3年4月26日(月)～5月9日(日)までの14日間
- (3) 確認事項
 - ・入店時の手指消毒の呼び掛け
 - ・アクリル板等(パーテーション)の設置又は座席の間隔の確保
 - ・食事中以外のマスク着用の推奨
 - ・従業員のマスク着用の徹底
 - ・換気の徹底 など
- (4) 現地確認の申請手続 電子申請(4月21日(水)から受付中)
<https://shinsei-saitama-pref.force.com/TakeSurvey?ro=ApplicationPatrol>
QRコードも利用可



2 現地確認の結果

- (1) 現地確認の結果、感染防止対策に係る全ての事項が満たされている場合には、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」として認証し、ステッカーを交付します。感染防止対策に係る事項が満たされていない場合には、改善をお願いさせていただきます。
- (2) さいたま市及び川口市の飲食店が営業時間短縮等の要請に伴う協力金を申請するには、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を受けていることが要件となります。